

## 令和8年度狩猟免許更新講習会受講案内

令和5年に狩猟免許を取得された方（更新された方を含む。）を対象に免許更新のための適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を下記により実施します。

### 記

#### 1 電子申請の導入について

令和5年度より、個人での申請は、これまでの紙での申請に加え県の「狩猟免許更新講習会」のホームページ上から申請、手数料の支払いが可能となりました。（従来の申請方法を妨げるものではありません。）

電子申請の場合も、添付書類（医師の診断書（銃砲所持許可証の写し））は郵送もしくは持参が必要になります。詳しい申請方法は「5 受講申込みの手続」をご覧ください。

#### 2 新潟県収入証紙の廃止について

令和7年度より、新潟県収入証紙で手数料を納付することはできなくなりました。新潟県収入証紙廃止後の詳しい納付方法は「5 受験申込みの手続 (2) 手数料」をご覧ください。

#### 3 適性検査及び講習の日時、会場

適性検査・講習			検査・講習会場 (所在地)	対象地域	申請期間※ (納入通知書で手数料を納付する場合の 事前申出期間)
月 日	受付時間	開始時間			
6月13日 (土)	受講票に記載の 時間のおり (午後1時～午後5時)		新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)	新潟市、五泉市、阿賀町、 佐渡市	4月30日(木) ～5月25日(月)  (4月21日(火) ～4月28日(火))
6月20日 (土)	受講票に記載の 時間のおり (午後1時～午後4時)		長岡地域振興局 (長岡市沖田2丁目173番地2)	長岡市	5月7日(木) ～6月1日(月)
	受講票に記載の 時間のおり (午後1時～午後4時)		ワークパル上越 (上越市下門前477番地)	上越市(旧上越市、上越市 三和区、板倉区、清里区)	(4月24日(金) ～5月1日(金))

7月11日 (土)	受講票に記載の 時間のおり (午後1時半～午後4時)	村上地域振興局健康福祉部 (村上市肴町10番15号)	村上市、関川村、栗島浦村	5月28日(木) ～6月22日(月)
	受講票に記載の 時間のおり (午後1時～午後4時)	長岡地域振興局 (長岡市沖田2丁目173番地2)	三条市、燕市、加茂市、 弥彦村、田上町、見附市、 小千谷市、出雲崎町、 魚沼市	(5月20日(水)) ～5月27日(水))
7月18日 (土)	受講票に記載の 時間のおり (午後1時～午後4時)	糸魚川地域振興局 (糸魚川市南押上1丁目15番地1号)	糸魚川市	6月4日(木) ～6月29日(月)  (6月27日(水)) ～6月3日(水))
8月8日 (土)	受講票に記載の 時間のおり (午後1時～午後4時)	十日町地域振興局 (十日町市妻有町西2丁目1番地)	十日町市、津南町、南魚沼 市、湯沢町	6月25日(木) ～7月21日(火)  (5月17日(水)) ～6月24日(水))
8月22日 (土)	受講票に記載の 時間のおり (午後1時30分～午後4時)	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16番83号)	阿賀野市、新発田市、胎内 市、聖籠町	7月9日(木) ～8月3日(月)  (7月1日(水)) ～7月8日(水))
	受講票に記載の 時間のおり (午後1時～午後4時)	ワークパル上越 (上越市下門前477番地)	上越市(名立区、安塚区、 大島区、牧区、浦川原区、 中郷区、頸城区、大潟区、 柿崎区、吉川区)、妙高市	
8月23日 (日)	受講票に記載の 時間のおり (午後1時～午後4時)	柏崎地域振興局健康福祉部 (柏崎市鏡町11番9号)	柏崎市、刈羽村	
9月14日 (月)	受講票に記載の 時間のおり (午後1時～午後4時)	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)	全県	7月31日(金) ～8月25日(火)  (7月23日(木)) ～7月30日(木))

※ 支払い期間を含むため、電子申請期間は締切が1週間程度短く設定されています。

#### 4 受講対象者

令和5年に狩猟免許を取得した者(更新した者を含む)

#### 5 受講申込みの手続

##### (1) 提出書類等

1	狩猟免許更新申請書 電子申請を利用する場合は不要(その他の書類(電子申請で提出する4の写真を除く)は紙で提出が必要)。
2	猟銃・空気銃所持許可証の写し(該当者のみ) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者のみ必要。
3	医師の診断書(2の猟銃・空気銃所持許可を受けていない者のみ)

	<p>①統合失調症、②そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒に関するもの。</p> <p>ただし、受験日と同一年度に発行された診断書を有効とし、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。</p> <p>なお、参考様式と同内容の記載があれば診断書の様式は問わない。また、参考様式に記載してある病気等ではないことを証明できる医師であれば、医師の専門は問わない（写し不可）。</p>
4	<p>写真1枚（縦 3.0cm 横 2.4cm）</p> <p>申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの。</p> <p>1の狩猟免許更新申請書に写真または画像データを貼付する。</p> <p>電子申請を利用する場合は、システムで画像データを提出する。</p>
5	<p>狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面（該当者のみ）</p> <p>認定鳥獣捕獲等事業に従事する者で、適性試験の免除を希望する者に限り必要となる。認定鳥獣捕獲等事業者が作成し、適性を有することを確認した日が申請前1年以内のものを有効とする。</p>
6	<p>委任状</p> <p>窓口キャッシュレス決済において、家族等の代理人が手数料を納付する場合に必要。</p>

## (2) 手数料

1 免許種につき2,900 円

納付方法は下記の3種類

### ◎キャッシュレスによる納付が可能な者向け

#### ①電子申請による電子納付

電子申請システムで必要事項を入力し、その他の書類提出完了後、システムで支払い可能となる。利用可能な電子決済は、クレジットカード及びPay-easy（インターネットバンキング、ATMでの支払い）。

#### ②窓口キャッシュレス決済

書類提出先となる、受験者の住所地を管轄する県の窓口において、カード決済、電子マネー及びコード決済で納付する。委任状があれば、家族等の代理人が支払うことも可能。

### ◎キャッシュレスによる納付が難しい者向け

#### ③納入通知書

書類提出後、郵送されてくる納入通知書を金融機関に持込み、納付する。

※③は、①～②の納付方法が難しい者向けのもの。③で納付する場合、手続き終了まで日数がかかるため、試験の申請期間が始まる前に、受験者の住所地を管轄する県の窓口に電話等で必ず申し出ること。

～納付スケジュールの目安～

	対象者 (キャッシュレス 対応の可否)	事前申出期間 (1週間)	申請期間 (計3週間)	
			(2週間)	(1週間)
①	○		【申請者】 システム入力 書類提出 【県】 確認、受理	【申請者】 手数料納付 【県】 納付確認
②	○		【申請者】 書類提出、手数料納付 【県】 確認、受理	
③	×	【申請者】 申出	【申請者】 速やかに書類提出 【県】 納入通知書発行 【申請者】 手数料納付	【県】 納付確認 受理

(3) 書類の提出先

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県環境局環境対策課）に提出すること。

## 6 受講者への通知等

狩猟免許更新申請を受理した後、受講者へ適性検査、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

## 7 適性検査、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性検査を行ったあと、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

ただし、狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面を添付した者で適性を有することが確認できた場合は、適性検査を免除する。

※ 令和8年度狩猟免許更新講習会は、令和7年度と同様に講習会当日は適性検査のみを実施します。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第61条に規定する3時間の座学講習については、当日、テキスト及び資料を配布し、受講者の自宅において学習することで代替とします。

## 8 適性検査及び講習会場の指定

適性検査及び講習会場は、受講者の住所地ごとに3の適性検査及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定会場以外で受講を希望する場合は、申請の際に申し出るものとする。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に申し出ること。

## 9 適性検査の合格者

適性検査に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に旧狩猟免許を返納すること。

## 10 注意事項

申請受理後に受講が不可能となった場合、手数料の払い戻しは行わない。

## 11 適性検査及び講習についての問い合わせ

新潟県環境局環境対策課(025-280-5152)、又は住所地を所管する地域振興局健康福祉（環境）部